

# 公益財団法人公益法人協会 第 37 回(臨時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 2024(令和6)年3月14日(木) 14時06分～15時50分
- 2 開催された場所 「仏教伝道センター」8階「和」
- 3 評議員総数及び定足数  
総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 17名  
(会場出席) 秋山孝二、稲垣裕志、上保紀夫、桑原 浩、関口宏聡、高橋陽子、角田正樹、  
友竹明彦、  
(オンライン出席) 相原康伸、伊藤道雄、大貫正男、川嶋 真、徳川義崇、永沢裕美子、野村 萬、  
邊見昌弘、山本晃宏  
(欠 席) 尾崎勝吉、樺山紘一、木戸 寛、小西恵一郎、島田京子、茶野順子、中嶋康博、  
西田浩子  
(監事出席) 谷村 啓(会場出席)、中田ちず子(オンライン出席)  
(理事出席) 雨宮孝子理事長、長沼良行常務理事、竹井 豊理事、谷井 浩理事(以上、会場出  
席)、太田達男会長(オンライン出席)  
(議案説明及び報告) 雨宮理事長、長沼常務理事、竹井理事、谷井理事

## 5 議 題

### 決議及び承認事項

第1号議案「議事録署名人の選出」の件(決議事項)

第2号議案「2024年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)

### 報告事項

- ① 第77回理事会のその他決議・承認事項
- ② 公益認定法改正の動き
- ③ 公法協シンポジウム2023
- ④ 「『商業登記規則等の一部を改正する省令案』に関する意見募集」への意見提出
- ⑤ 「創立50周年記念事業」の進捗状況
- ⑥ 2023年度入退会の状況及び財務の見通し
- ⑦ その他報告

## 6 会議の概要

### (1) 定足数の確認等

冒頭で長沼常務理事(総務部長)より、オンラインでの出席を含めて評議員総数25名中17名が出席、8名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認した。また、オンライン出席者とは事前に適時的確な意見表明ができる環境にあることも確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

## ○ 決議及び承認事項

### 第1号議案「議事録署名人の選出」の件(決議事項)

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、上保紀夫、大貫正男の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

### 第2号議案「2024年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件(承認事項)

両宮理事長から事業計画案について説明があった。説明によると、公益法人制度改正及び公益信託制度改正の法案が3月5日に閣議決定され、参議院先議となった。2024年度は全事業を通じて、公益法人制度改正、公益信託抜本改革に照準を合わせた活動を展開する。基本方針としては①最終年度を迎える中期経営計画の着実な実行、②制度改正の周知及び民間公益活動の推進と理解向上、③会員等の公益法人を対象とした円滑な制度改正対応のための支援体制の拡充、④公益法人をめぐる環境変化に対応するための小委員会やアドホックな会議体等の組成と理論的検討の実施、⑤「公益法人協会シンポジウム 2023」の大会声明の実現、⑥法人管理としての会員増強、寄附金拡充、以上6点を柱として掲げたい、とのことであった。

次に、事業計画として下記のとおり項目ごとの説明があった。

<公益目的事業Ⅰ「普及啓発」>①書籍(実務書)5点の刊行、②Webサイト及びメール通信の内容拡充と情報発信、③令和6年能登半島地震による被災地支援、海外の中間支援団体との情報交流、④マスコミ懇談会等のメディア対策、⑤若い世代への公益法人への理解を深めるためのインターンシップ推進。

<公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」>①相談室の支援体制の充実、②会場型・Web型併用による各種セミナー、主要都市での制度改正講演会・報告会の企画検討、③『公益法人』誌による実務情報の一層の提供、④「情報公開共同サイト」の新規利用法人開拓、⑤「団体保険」の保険内容の充実の検討と加入団体の拡大。

<公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」の開催、年次アンケートの実施、②4専門委員会の継続開催、③「公益法人協会シンポジウム 2023」の大会声明の実現に向け、政府、政党および関連団体へのさらなる働きかけ、適切な提言活動の実施。

<法人管理>会員管理では、会員アンケートの実施、会員向け各種会合の企画・開催。「オール公法協」による新規会員獲得、会員サービスのPR等。

続いて、長沼常務理事より配布資料を元に2023年度の財務状況の説明とともに、2024年度収支予算書等について説明があった。

まず、2023年度の財務状況であるが、経常収益が約2億2,000万円(予算比マイナス1,900万円)、経常費用が約2億2,300万円(予算比マイナス1,600万円)、当期経常増減額はマイナス290万円程度の見込みである。コロナ前の2018年度の経常収益、経常費用がともに2億3,400万円程度であったことと比較すると、9割強にとどまっている。収入面でのマイナス要因としては、入会件数の伸び悩みによる受取入会金等の未達、出版事業収益、セミナー事業収益の計画未達等。期中に特定寄附金等が複数あったものの全体としては予算までの数字には至ら

なかった。一方、費用面でのマイナスの要因として、臨時雇・派遣社員の採用を見送ったことにより人件費を抑えたこと、新刊書籍等が未刊であることによる印刷製本費の減少があげられる。ただし、コロナ禍において賞与をカットしたこともあり、その後の昨今の物価上昇等の状況を鑑み特別賞与を支給したのでその分は増加している。今後、年度末に向けて多少の異同はあると思われるが、2023年度はマイナス決算となる見込みである。

次に、2024年度収支予算であるが、経常収益が約2億3,800万円（実績見込比プラス1,800万円）、経常費用が約2億3,850万円（実績見込比プラス1,500万円）で立案した。まず経常収益について、受取入金金は新規入会50件を目標とし250万円、受取会費は会員数純増30件を見込んで1億800万円とした。また、事業収益は1億1,700万円を見込んでいる。これは書籍の新刊、制度改正セミナーの開催、講師派遣の増加等の事業収益を見込んだものである。このほか、受取助成金110万円、受取寄附金810万円（このうち640万円は創立50周年記念出版・年史の刊行費用に充当する予定）がある。一方、経常費用では、人件費が職員給与賃上げを見込み9,200万円。物件費は印刷製本費、印税、セミナー開催数増による謝金の増加、各種費用において相応の費用増を見込み、1億4,600万円とした。

結果、当期経常増減差額でマイナス37万円、公益目的事業会計単独で見ればマイナス350万円で収支相償上はクリアとなるものと思われる。

なお、2024年度資金調達及び設備投資の見込みについてはその予定がない旨、説明があった。以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

（上保評議員）事業計画の説明のなかで英米の関係機関との連携による情報入手という話があったが、これは財源が見つかれば実施するということか。

（雨宮理事長）これまでも連携していたが、コロナの影響もあり年次大会になかなか行けなくなった。ただ、もし行くとすると費用がかかるのでその調達ができればと考えている。

海外の団体とはあらためて連携を図ることを考えているが、現状予算としては組めない。

（高橋議長）調査事業とからめれば資金は得やすいのではないか。

（雨宮理事長）英米については、特に会計に関する調査は行っており、最近では例えば2022年度のイギリスのチャリティ法の改正等の動きもある。まずはかつて連携していた関係団体について、もう一度コミュニケーションをとりたいと考えている。

（谷村監事）実際のところ経費の見込はどうか。

（谷井理事）概算については後ほどお示ししたい。まずはインターネットベースで調査をし、足りないところを精査し、補助金や支援金をいただいて調査部1名を英国に派遣したいと考えている。

（高橋議長）積極的な発言を伺っていると、もし現地へ行くとすればそれぞれの法人から一緒に参加するということもありうるように感じる。

（関口評議員）出版事業について。公法協で以前出版した『新しい公益法人の資産運用』が現在アマゾンで17,800円のプレミアがついている。岸田政権の新しい資本主義で公益法人の資産運用も緩和していこうという動きになっていることをふまえると、今から改訂版を出すのは難しいかもしれないが、再来年度くらいには、資産運用の関心も高まっていると思うので出版を検討されてはどうか。それから、寄附勧誘防止法の話だが、成立時

附則で二年後改正が入っており、今のところ消費者庁の担当官の話聞いてもNPOや公益法人への問題事例、少なくとも行政処分当たるようなものは上がっていないとのことだが、世論の動向によっては1年前の大騒動のように寄附を勧誘するNPOや公益法人はけしからんというような話になってくると、ただでさえ現状でも困っているのに、そこへ強力な規制がかかってくるとリスクもあると思うので、事業計画にわざわざ入れ込んでいただくことではないが、われわれも情報収集に努めるので、もしそのような動きがあればぜひご協力をお願いしたい。

(竹井理事) 資産運用の書籍は昨年11月にアンケートを実施し分析作業もほぼ終了し、確実に出版予定である。通常、書籍の発行部数は2千部くらいであるが、資産運用本はこれまであまり発行していなかったところ、ESG投資研究会を機に購入いただいたこともあり在庫がなくなっている。今回、版を重ねるのではなく新しく刊行するが、価格は据え置きかもしれないが、部数を増やし収益につなげたい。また、法人等による不当な寄附の勧誘の防止等に関する法律が出た後の見直しについては、ぜひ関口評議員の方で主催していただいている「寄附法制研究会」には当協会より参加させていただく予定である。

(谷井理事) 英国への出張は1名38万円を見積もっている。もし資金を得られればほかの法人への声掛けも検討したいと考えている。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

## ○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

### ① 第77回理事会のその他決議・承認事項

#### (ア)「顧問の選任」の件(雨宮理事長)

石村耕治氏(白鷗大学名誉教授)及び岡本仁宏氏(関西学院大学名誉教授)の候補者2名が原案どおり再任され、任期は2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間とのことであった。

#### (イ)「2024年度役員報酬(4～6月)」の件(雨宮理事長)

2024年度の役員報酬の月額については2023年度(7月以降)と同額としたが、本年6月の定時評議員会にて代表理事の改選が予定されるので、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬として承認を受けた、とのことであった。

#### (ウ)「『役員賠償責任保険』2024年度契約締結」の件(竹井理事)

一般法人法改正(2021年3月1日施行)により、一般法人及び公益法人は、法人として役員賠償責任保険に加入する際に理事会の決議が必要とされるため理事会決議を受けた。保険名称は役員賠償責任保険、引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社。保険の対象者は理事、監事及び評議員であり、保険期間は2024年5月1日から1年間。てん補限度額は1億円であり、年間保険料は特約を含め127,500円とのことであった。

#### (エ)「能登半島地震『草の根支援組織応援基金(仮称)』設置」の件(長沼常務理事)

当協会寄附金取扱規程では、「特定寄附金」に当たることから3月6日の理事会に付議し、承認された。同基金の設置の検討材料とするために1月30日(火)～31日(水)、

同常務理事と調査部主任の2名で石川県金沢市内を中心に現地調査を行った。今回の能登半島地震災害の特徴は、高齢化率50%で子供減少が著しい「過疎加速地域」で起きた災害であるという点である。募金目論見書記載のとおり、名称は「令和6年能登半島地震「草の根支援組織応援基金」」。目標金額は1,000万円。募集期間は本理事会承認の日から本年12月末日まで。支援対象は石川県、富山県、福井県の被災現地における支援活動を主体的に活動する団体（任意団体含む）。配分方法は、当協会設置の配分委員会で配分先団体を選定し理事会で最終決定、必要経費は寄附金総額の10%以内を充当予定である。皆様のご協力をお願いする。以上であった。

① 「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」（長沼常務理事）

2023年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員等改選に係る定時評議員会は、6月27日（木）14時より仏教伝道センタービルにて開催することが決議された、とのことであった。

② 公益認定法改正の動き（竹井理事）

この3月5日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」が閣議決定され、6月半ばまでの審議を経て成立の見込みである。令和7年4月に認定法施行、令和8年4月に公益信託法施行の予定であるが、令和7年度決算から新制度での財務諸表作成が求められていること、また令和10年3月に次期システム運用開始が予定されていること、この二点は実務に係る重要なポイントと思われる。中身については、収支相償関連では、中期的収支均衡と公益充実資金の考え方、また、遊休財産保有制限関連では公益目的事業継続予備財産の考え方等、政令府令に委任されるものが多いと思われ、会計基準の改正もにらみながらH表（公益目的事業財産、公益目的取得財産残額）についてもこれから詳細を検証したい、とのことであった。

③ 公法協シンポジウム2023（谷井理事）

昨年12月26日（火）、公益法人協会シンポジウム2023「新たな公益法人制度を目指して」を開催した（於：都市センターホテル）。会場参加137名、オンライン参加412名。基調講演（内閣府公益認定等委員会北川事務局長）、分析報告（雨宮理事長）、パネルディスカッションの3セッション終了後、大会声明を発表し、盛会裏に終了した、とのことであった。

④ 「『商業登記規則等の一部を改正する省令案』に関する意見募集」への意見提出（長沼常務理事）

「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集が昨年12月26日から本年1月25日まで実施された。本改正のねらいは、経営者のプライバシーを保護しビジネスに新規参入しようとするスタートアップ企業の後押しにもあるとのことであれば、対象を株式会社に限定せず、公益法人、一般法人、NPO法人等、幅広い法人格についても拡大してほしい旨意見を提出した、とのことであった。

⑤ 「創立50周年記念事業」の進捗状況（長沼常務理事）

50周年記念事業の書籍出版は今泉邦子南山大学法科大学院教授と雨宮理事長にて執筆

を進めており原稿は最終段階であり、年史については、太田会長から引き継ぎ現在進行中である。今月中に原稿を揃え順次入稿していきたい、とのことであった。

⑥ 2023 年度入退会の状況及び財務の見通し（長沼常務理事）

2023 年度末時点の見込みは、今のところ入会 23 件、退会 17 件の純増 6 件である。入会は 50 件の目標に対し半数程度の未達に終わる状況である。事業推進室と連携し、セミナー、相談室の利用法人等に対し精力的に働きかけを強め、引き続き会員増強に努めていきたい、とのことであった。

⑦ その他報告

昨年 6 月に開催した定時評議員会以降の事業実施状況等につき、上記⑥までに報告した項目を除いて配布資料を元に概要報告があり、詳細は後で資料をご覧いただきたいとのことであった。

以上の報告に関連して、次の質疑応答があった。

（稲垣評議員） 公益認定法改正の動きについて。昨年のシンポジウムは大変分かりやすく理解が深まったが、法律の中身についてはまったく評価できない。結局省令が出ないと何もわからない。5 年間の収支の平均を採るとかそのくらいのことは分かるが、たとえば公益充実資金の中身はどれくらい緩和されるか、使い勝手がいいものなのかどうかぜんぜん分からない。複数の目的のものを公益充実資金として持っていて良いということだが、今までの特定費用準備資金は非常に使いづらい。我々はリスク対策資金として金融市場でのリスクに備えるような資金を積み立てているが、そのようなものが複数のほかの目的のものと一緒になってどういう具合になるのか、為替リスクの変動など根拠を示してこうしなさい、ということになっていけば結局は同じことではないか。公益充実資金をたとえ幅広くしていただいたとしても、遊休財産規制に縛られれば毎年の収支は多めに見るけれどもため込むことは許さないということあれば、内部留保の充実にはつながっていかない。そもそも使途不特定財産という名称そのものが使途不明金のようにネーミングもよくない。公益目的事業を継続するために必要とするものを最大に、というが特定しづらい。どうやって特定するのか、算定するのか。そもそも、今後どういう具合に決まっていくのか。内閣府令が出れば初めて分かります、それまでぜんぜん知りません、ということなのか。過程が分からない。

（竹井理事） 公益充実資金と公益目的事業継続準備財産について絞って回答したい。現在どこまで分かっているかと言うと、昨年の 11 月 30 日以降のフォローアップ会合の資料に登場している言葉で、現在我々で判明していることを資料に一部掲載している。その後府令がどこまで検討されているかは今現在分からない。またスケジュール表で見ると府令・ガイドラインは今年いっぱいかかり、今後どの段階で明らかになっていくかも分からない。違いを申し上げると、公益充実資金は公益目的事業にかかる場所である。ご指摘の通りこれの使い勝手を良くすると収支相償原則はクリアできる。一方で、遊休財産規制（使途不特定財産額の保有の制限と名称が変わった）は全体の話である。公益目的事業は収支相償のところはクリアできても収益事業等会計、法人会

計で多くためこむと公益目的事業継続予備財産で除外することができなくなる。公益目的事業はなんとかなくても、収益事業等会計や法人会計で資産の保留が制限されたままで、結局1年しかできないという上限額は変わっていない。本当に使い勝手がいいのかと問われると、公益目的事業継続予備財産によるところが大きくこれからのテーマだと思う。

(高橋議長) 決めていくプロセスの中に要望や意見をどう反映させるかが大きなところだと感じる。

(竹井理事) 内閣府とは今後も公式であろうとも非公式であろうとも対話を続けていきたい。

(雨宮理事長) 内閣府令がどうなるのかははっきりしないが、ただ手をこまねいて待つだけでなく公益法人界からの意見をもっと出していくことも必要だと思う。皆様からのご意見をたくさん出していただいて内閣府にぶつけていくことも大切だと思うので、よろしくお願ひしたい。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時50分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

2024年3月14日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 上保 紀夫

議事録署名人 大貫 正男

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文

総務部主任 松野亜希子

